

重要

事業経営者の皆様へ

マイナンバーの取扱いについて（ご案内）

平成27年10月より住民票の住所地に、マイナンバーの記載された「通知カード」が簡易書留で届きます。

◎平成28年1月からマイナンバーの利用が始まります

◎社会保障、税、災害対策の行政3分野で利用されますが、民間事業者もマイナンバーを扱います

◎パートやアルバイトを含む従業員を雇用するすべての民間事業者が対象ですので、個人事業主もマイナンバーを取り扱います

裏面の「従業員各位」の書式を参考し、9月中に雇用者すべてに「通知カード」をなくさないように事前通知してください。

中津商工会議所
金融理財部会

源泉徴収票作成事務・社会保障関係手続のための マイナンバーの提出のお願い

1. 当事業所がマイナンバーを利用する目的

「源泉徴収票作成事務」「健康保険・厚生年金保険届出事務」「雇用保険届出事務」の諸手続のためにマイナンバーが必要になります。

2. 「通知カード」の保管のお願い

平成27年10月以降、マイナンバーが記載された「通知カード」が、簡易書留により各家庭に送付されます。家族の分も含め、紛失しないように気をつけて、管理してください。

通知カードの様式について

通知カード

個人番号 1234 5678 9012
氏名 番号花子

住所 〇〇県■市△△町◇丁目〇番地
▽▽号

平成 5年 3月31日生 性別 女 □□市長
発行 平成27年10月〇〇日 1234567890

表面（案）

- この通知カードは、身分証明書として使用することはできません。
- 法律で認められた者以外の者が個人番号をコピーすることは、法律で禁止されています。また記載事項を改ざんした者は、法律により罰せられます。
- このカードを他人に貸与または譲渡することはできません。
- このカードを拾得された方は、下記連絡先までご連絡ください。
（連絡先）個人番号カードコールセンター TEL 〇〇-XXXX-XXXX

マイナンバー

裏面（案）

3. 当事業所へのマイナンバーの提出対象者

従業員本人のほか、その配偶者や扶養親族のマイナンバーも提出が必要です。いずれのマイナンバーも、「平成28年分の扶養控除等（異動）申告書」に記入して提出していただきます。

特に配偶者や扶養親族のマイナンバーについては記載に誤りのないことを確認してください。

4. 提出書類

- (1) 平成28年分の扶養控除等（異動）申告書
- (2) 従業員本人の通知カード

※番号に相違がないことを確認後、返却します。

※配偶者や扶養親族の通知カードの提出は必要ありません。

5. その他

不明な点につきましては、総務部〇〇までお気軽にご質問してください。